

特定非営利活動法人神奈川子ども未来ファンド

職員給与規程

(総則)

第1条 就業規則第17条に規定する職員の給与の支給については、この規程の定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 ファンドに常時勤務する職員については、この規程を適用し、または臨時に勤務する職員の報酬及び賃金、その他労働条件については、個別の契約による。

(給与の種類)

第3条 常勤職員の給与は、基本給及び諸手当とする。

- 2 常勤職員の基本給は月給とし、非常勤職員、臨時職員の給与は、時間給とする。
- 3 職員の諸手当は、通勤手当とする。ただし、理事会が必要を認めた場合は、期末手当を支給することができる。

(給与の支給方法及び支給日)

第4条 職員給与の支給は、毎月26日とする。ただし、支給日が休日の場合は、順次前日に繰上げる。

- 2 常勤職員の給与は、第1項の支給日において当月分の月給及び原則として当月分の通勤手当を支給する。非常勤職員及び臨時職員の給与は、当月分の時間給及び原則として当月分の通勤手当を、翌月7日（1月及び5月にあっては10日）に支給する。
- 3 新規採用者又は復職者の就業開始当月の給与は、出勤日から日割計算又は時間給をもって支給する。
- 4 常勤職員、非常勤職員及び臨時職員が退職した場合は、その日まで、それぞれ日割計算、時間給をもって給与を支給する。
- 5 職員の給与は、法令に基づき、その職員の給与から控除すべき金額を控除し、その残額を現金または職員の申出により口座振替で支給する。

(基本給)

第5条 職員の基本給については各人の職種、職務内容、技能、職歴、経験、役割等を考慮して個人ごとに決定する。

(割増賃金)

第6条 1日8時間を越えて勤務した場合及び労働基準法第35条に定める法定休日に勤務した場合は、法定の割増賃金を支給する。

2 就業時間が、午後10時から午前5時に及んだ場合は、法定の割増賃金を支給する。

(昇給)

第7条 職員が、現に受けている給与を受けるに至ったときから12か月以上を経過し、その間良好な成績で勤務したと認められるときは、予算の範囲内で昇給させることができる。

(通勤手当)

第8条 職員が次項以下に規定する通勤手当の支給を受けるにあたっては、通勤の実情について別紙（通勤届）により届け出なければならない。通勤経路の変更など届出内容に変更が生じたときも同様とする。なお、徒歩により通勤するものとした場合の片道の通勤距離が2キロメートル未満である場合は原則として支給対象としない。

2 一定の交通機関を利用して通勤することを常例とする常勤職員に対し、通勤に要する実費に相当する額（その額が月額20,000円を超える場合は20,000円との差額の2分の1を減じた額）を通勤手当として支給する。なお、手当の額は、運賃、時間等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的な通常経路及び方法により算出するものとし、通用期間が複数月の定期券にあっては、購入月にその額を一括して支給することができる。

3 自動車その他の交通用具（以下「自動車等」という。）を使用して通勤することを常例とする常勤職員に対し、自動車等の片道の使用距離の区分に応じて別表に定める額を通勤手当として支給する。この場合における自動車等の使用距離は、一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。

4 一定の交通機関と自動車等を併用して通勤することを常例とする常勤

職員に対しては、前各項により算出して得た額の合計額（その額が月額20,000円を超える場合は20,000円との差額の2分の1を減じた額）を支給する。

- 5 非常勤職員及び臨時職員については、交通機関利用者にあつては定期券による方が経済的となることが見込まれる場合を除き1日当たりの乗車料金に勤務日数を乗じて得た額を、自動車等使用者にあつては自動車等の片道の使用距離の区分に応じて別表に定める額を21で除して得た額に往復の通勤回数を乗じて得た額（その額が別表に定める額を超える場合は別表に定める額）を支給する。
- 6 自動車等使用者の通勤に係る有料道路通行料金については、その利用に特段の合理性及び必要性を認める場合に限り、利用実績を確認してその額（有料道路通行料金については1日につき1回を限度）を通勤手当に合算することができる。ただし、合算後の額が月額20,000円を超える場合は20,000円との差額の2分の1を減じた額を通勤手当の額とする。
- 7 自動車等使用者の通勤に係る事務所所在ビル駐車場の利用料金については、業務の遂行上特段の必要があつた場合に限り、利用実績を確認してその額を通勤手当に合算することができる。ただし、合算後の額が月額20,000円を超える場合は20,000円との差額の2分の1を減じた額を通勤手当の額とする。
- 8 月の途中で採用となつた常勤職員の通勤手当は、原則として、採用の翌月から支給する。この場合、月の途中で退職となつた場合も退職の月まで支給する。
- 9 月の途中で交通機関や経路の変更等があつた場合の常勤職員の通勤手当の額の変更は、減額となる場合にあってはその事実の生じた月の翌月から、増額となる場合にあってはその旨の届出が事実の生じた日から15日以内にあつたときは事実の生じた月の翌月から、15日経過以後にあつたときは届出のあつた月の翌月から行う。
- 10 前各項の規定によりがたい場合の取扱いは、個別に協議して定める。

（休職者の給与）

第9条 常勤職員の欠勤期間及び休職期間については、他に特別の定めがない限り、給与を支給しない。ただし、欠勤、休職の理由が業務上の負傷又は疾病によるものである場合、そのときの事情により最長6か月の範囲

において給与の一部を支給することができる。

(細則)

第 10 条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、2006 年 10 月 26 日から施行する。

この規程は、2019 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、2021 年 8 月 5 日から施行する。

別表（第8条関係）

片道の使用距離	支給額
	円
5キロメートル未満	2,000
5キロメートル以上 10 キロメートル未満	4,200
10 キロメートル以上 15 キロメートル未満	7,100
15 キロメートル以上 20 キロメートル未満	10,000
20 キロメートル以上 25 キロメートル未満	12,900
25 キロメートル以上 30 キロメートル未満	15,800
30 キロメートル以上 35 キロメートル未満	18,700
35 キロメートル以上 40 キロメートル未満	20,800
40 キロメートル以上 45 キロメートル未満	22,200
45 キロメートル以上 50 キロメートル未満	23,100
50 キロメートル以上 55 キロメートル未満	24,000
55 キロメートル以上 60 キロメートル未満	24,900
60 キロメートル以上	25,800